

議案第1号

愛西市空家等対策協議会条例の制定について

愛西市空家等対策協議会条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市空家等対策協議会を設置するため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、愛西市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員9人以内で組織する。

(会長)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 地域住民
 - (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年愛西市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表中 「

| |
|----------|
| 総代連絡調整会議 |
|----------|

」 を

「

| |
|----------|
| 総代連絡調整会議 |
| 空家等対策協議会 |

」 に改める。